

議案第 31 号 農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
市民環境部産業振興課

- 1 高橋 秀明（たかはし ひであき）氏
- 2 任期 3 年（農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項）
（令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）
- 3 委員定数 20 人（朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例）
- 4 委員の資格等（農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項、同条第 4 項）

第 1 項 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

第 4 項 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

担当
市民環境部産業振興課農業振興係
電話 048-463-1904